皆与志小学校いじめ防止基本方針

鹿児島市立皆与志小学校

令和５年４月策定

目　次

１　いじめ防止等の対策に関する基本理念　・・・・・　２

２　いじめの定義　・・・・・　２

３　いじめに対する基本的認識　・・・・・　３

４　学校におけるいじめ防止等の組織　・・・・・　４

５　いじめの未然防止について　・・・・・　５

６　いじめの早期発見について　・・・・・　９

７　いじめ問題への対応について　・・・・・１０

８　重大事態への対応について　・・・・・１３

９　計画的な行動計画　・・・・・１５

10　保護者・地域との連携　・・・・・１６

11　学校関係者の認識の共有　・・・・・１７

12　ネット上のいじめへの対応　・・・・・１７

13　いじめと犯罪の関係についての認識　・・・・・１８

14　主な相談機関　・・・・・１８

１　いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な問題である。

いじめの防止等の対策は，全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また，全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

また，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，市，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下に取り組んでいく。

２　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」〔平成２５年法律第７１号〕）

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

○　法の対象となるいじめに該当するか否かを判断する際は，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

○　いじめられていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

○　一定の人間関係とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童生徒や，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○　物理的な影響とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○　インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが，当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など，行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても，加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

○　いじめられた児童生徒の立場に立って，いじめに当たると判断した場合にも，その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には，好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については，学校は，行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

いじめの態様（例）
- ○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
  - ・　不快に感じるあだなをつけられ，しつこく言われる
  - ・　容姿や言動について，不快なことを言われる
  - ・　「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- ○　仲間はずれ，集団による無視をされる
  - ・　遊びや活動の際，集団の中に入れない
  - ・　わざと会話をしない
  - ・　席を離す，避けるように通る
- ○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
  - ・　ぶつかるように通行する，通行中に足をかけられる
  - ・　遊びと称して，よく技をかけられたり，叩かれたりする
  - ・　叩かれたり，蹴られたりすることが繰り返される
- ○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ○　金品をたかられる
  - ・　脅されてお金や品物を要求される
  - ・　筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- ○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
  - ・　くつを隠される
  - ・　持ち物を取られ，傷をつけられる，ゴミ箱に捨てられる
- ○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
  - ・　机や壁に誹謗中傷を書かれる
  - ・　人前で衣服を脱がされる
  - ・　脅されて万引き等をさせられる
- ○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・　ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり，個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
  - ・　いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・　ＳＮＳのグループからわざと外される

３　いじめに対する基本的認識

⑴　本県においては，平成８年９月にいじめを受けていた中学生が自殺するといった痛ましい事故が発生していることを，重く受け止める。

⑵　いじめについては，「どの学校でも，どの子どもにも起こり得る」，「ネット上のいじめなどで，ますます見えにくくなっている」，「まだ気付いていないいじめがある」「１件でも多く発見し，１件でも多く解決する」との基本認識をもち，無記名アンケート調査や個別面談など，児童の状況を把握する機会を定期的に設ける。

　また，児童が発する小さなサインを見逃さずに教職員間で積極的な情報交換を行い，保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めること。

⑶　いじめの訴えがあった場合には，本人や保護者の心情を最大限にくみ取り，迅速に誠意ある対応をする。
⑷　いじめを認知した場合には，いじめられている児童生徒に対して，学校をあげて守り抜くことを伝え，保護者と十分に連携しながら，いじめの実態に応じた具体的な対応を行うこと。
⑸　いじめを行った児童生徒に対しては，保護者の理解と協力を得ながら，いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう，根気強く毅然とした指導を徹底するとともに深刻な事態を招く可能性があると判断される場合には，必要に応じ，警察との連携を図るほか，小・中学校においては，出席停止の措置についても検討する。
⑹　過去にいじめがあった事例については，該当児童のその後の状況を十分把握し，いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援する。
　なお，いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる，あるいは，いじめられている児童がいじめを行う側となる可能性についても留意する。
⑺　いじめ問題について，学校が年間を通して全員で取り組む契機となるように学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し，命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施したり，児童会活動等を通じて，児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促したりする。
⑻　新年度の学級状況や転入に伴う友人関係の変化に留意し，「いじめ対策必携」等を活用するなど，いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めること。

4　学校におけるいじめ防止等のための組織

(1)　組織の名称及び構成，開催期日，場所
　生徒指導連絡会（毎週火曜日）担任間での情報共有
　職員会議（毎月第３月曜）全職員での情報共有・共通理解
　※　緊急の事案が発生した場合は，臨時に開催することもある。

(2)　いじめ防止等の対策のための組織の役割
　○　いじめの相談・通報の窓口とする。
　○　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
　○　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(3)　情報の共有
　○　当該組織は，いじめの防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報を共有し，共有された情報を基に，組織的に対応できるような体制をとる。特に，いじめであるかどうかの判断は組織的に行い，当該組織が，情報の収集と記録，共有を行う役割を担うため，教職員は，ささいな兆候や懸念，児童からの訴えを，抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
　○　当該組織に集められた情報は，個別の児童ごとに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(4)　定期的な点検・見直し
　○　いじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかをチェックする。（学期毎）
　○　いじめの対処がうまくいかなかったケースを検証する。
　○　必要に応じた計画の見直し，いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証する。

(5)　外部専門家等の活用

必要に応じて，外部の専門家等を招聘する。

・　臨床心理相談員　・　警察　・　学校評議員　・　スクールカウンセラー
・　学校医　・スクールロイヤー等

（心理や福祉の専門家，弁護士，なども考えられる。）

〔生徒指導連絡会組織図〕

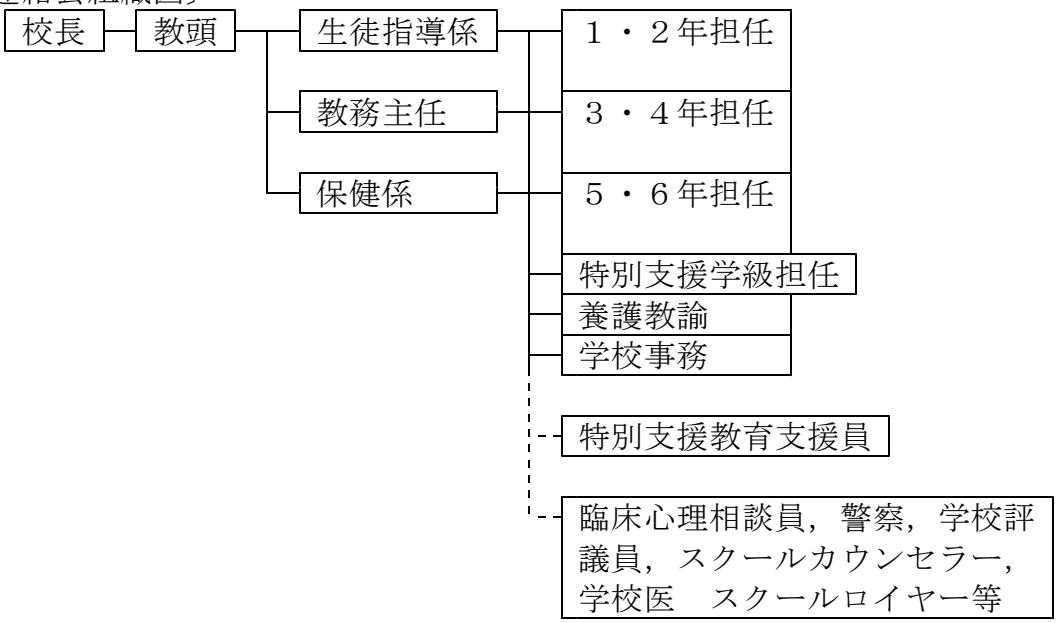

5　いじめの未然防止について

〔いじめ防止対策推進法〕（平成２５年１０月施行）

（いじめの禁止）

第４条　児童等は，いじめを行ってはならない。

〔主な指導内容〕

○ 道徳教育や特別活動等をとおして,児童生徒同士の好ましい人間関係を築く。
○ いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
○ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
○ いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
○ 一人で悩まずに,家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
○ いじめについて考えさせる場を計画的に設ける。
○ 行事等をとおして，学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
○ いじめ解決に向けた，児童生徒の主体的な活動を支援する。

学校全体の行動計画

(1)　風通しのよい職場環境を作る。
(2)　職員とのコミュニケーションを図る。
(3)　いじめ問題についての基本的理解を図り，その対応や各教師の役割についての共通認識を図るための会議や研修を設定する。
(4)　学校や家庭での様子について情報交換した内容を把握する。
(5)　年３回以上のアンケート調査や,児童生徒が相談しやすい環境づくりなど,教育相談体制を整備，充実する。

(6)　鹿児島県や鹿児島市の相談機関，警察，福祉，医療等との連携が図れるように，各機関の連絡先や担当者を把握する。
(7)　警察や福祉事務所等の関係機関と定期的な情報交換の場を設定するとともに人権擁護関係者，福祉関係者，医療関係者等と連携していじめについての授業を行う。
(8)　いじめ防止対策推進法における保護者の責務等（第９条）について，ＰＴＡ等を使って周知する。
(9)　学校のいじめ防止への取組みや地域からの情報提供について地域住民へ周知する。
(10)　学校のいじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し，児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深める。

教職員の行動計画

教師の姿勢
- ○　子どもの言い分に耳を傾ける。
- ○　子どものよさを見つけようとする。
- ○　人に迷惑をかける行動には，毅然とした態度で対応する。
- ○　えこひいきや差別をせずに子どもに接する。
- ○　やたらと競争意識をあおったり，個人の責任を集団に押しつけたりすることがないようにする。
- ○　個人のプライバシーを守る。
- ○　一日に一回は会話をするなど，どの子どもともかかわり合いをもつ。
- ○　教師自身が児童を傷つけたり，いじめを助長するような言動をしない。

(1)　学級経営の充実
- ○　学級のルールやきまりを守る子どもを育てる。
- ○　正しい言葉遣いができる子どもを育てる。
- ○　ボランティア活動や困難な状況を乗り越えられる体験活動を通して，自己有用感，自己肯定感を育てる。
- ○　子どもに対して共感的，受容的態度に努める。（何でも耳を傾ける姿勢）
- ○　善悪の判断力を身に付けさせ，悪いことには毅然とした態度で接する。
- ○　保護者へ向けたいじめ防止に関する啓発に努める。
  - ・　学校の取組内容の周知，保護者の責務の周知
- ○　いじめ防止に対する取組について学校評価等を実施する
  - ・　学校評価（自己評価，学校関係者評価）におけるチェック項目の設定

(2)　定期的な調査の実施
- ○　いじめに関するアンケート　…　７月，１２月，３月
- ○　心にこにこアンケート　…　６月，９月，２月
- ○　学校楽しぃーと　…５月，１１月，１月

(3)　県や市の取組

ア　いじめ問題を考える週間

４月，９月，１月に実施する。道徳や特別活動の授業でいじめについて考える。

イ　いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）
　　いじめ防止標語作品コンクールに応募する。

(4)　相談体制の整備

○　定期教育相談の実施　　保護者　…１学期，２学期，３学期のＰＴＡ，随時
　　児童　　…　随時

○　相談窓口の設定　…　校長，教頭，教務主任，各担任

(5)　いじめ防止等のための対策に関する研修の実施

○　校内研修への位置付けと校内研修の充実（事例研究やカウンセリング研修）

(6)　授業中における生徒指導

○　わかる授業，楽しい授業づくりに努める。

(7)　道徳教育及び体験活動の充実

○　道徳の授業では，いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに，人権感覚の高揚に努める。

○　道徳の授業を要として全教育活動で道徳教育の充実に努める。

○　道徳の授業の公開　９月「心の教育の日」

(8)　学級活動の充実

○　いじめを題材として取り上げ，いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う活動を設定する。

○　いじめにつながるような学級のいろいろな問題について話し合う活動を設定する。

○　人間関係のトラブルや，いじめの問題に直面した時の対処の仕方をソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し，学習する。

児童の行動計画

(1)　児童会

○　子どもが，自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう，児童会活動においていじめ防止について話し合う。

(2)　いじめ防止についての理解

いじめについて次のことを学習する。

○　「いじめられる側にも問題がある」，「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」，「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りである。

○　ささいな嫌がらせや意地悪であっても，しつこく繰り返したり，みんなで行ったりすることは，深刻な精神的危害になる。

保護者の行動計画

(1)　いじめ防止対策推進法についての理解

保護者は，子どもたちへの教育の第一義的責任を有する。保護者は，その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう，規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。

また，保護者は国，地方公共団体，学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(2)　学校や関係機関等との連携

いじめに関わる心配などがある場合には，家庭だけで悩まず，積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

6　いじめの早期発見について

学校の行動計画

(1)　担任がすぐに報告，連絡，相談できる相談体制を確立する。
(2)　日頃より，風通しのよい（情報の入りやすい姿勢）学校経営を心がけ，いじめの訴えや相談方法を，ＰＴＡ総会等を利用して家庭や地域に周知する。
(3)　校内参観や校区内の巡回をとおして，子どもの様子を把握する。

教職員の行動計画

(1)　教師と子どもの交流
　○　様々な教育活動，生活ノート，休み時間，昼休み，放課後　など
(2)　アンケート
　○　いじめを含めた子どもへのアンケートの実施
　○　学校楽しぃーとの実施
(3)　生徒指導連絡会での情報の共有，解決にむけての話し合い。
　○　いじめ問題については，担任がかかえこまずに全職員で対処する。
　○　教師間の情報交換に努める。
(4)　教育相談
　子どもへの教育相談（随時），保護者との教育相談（随時・教育相談週間の設定）
　○　いじめを訴えることは，人権と命を守ることにつながる立派な行為であること，子どもは先生が守ることを日頃から子どもに伝えておく。
(5)　家庭や地域との連携
　日頃より，風通しのよい（情報の入りやすい姿勢）学級を心がけ，いじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

早期発見のチェックリスト

※印　無理にやらされている可能性のあるもの

生活場面等		観察の視点（特に，変化がみられる点）
学校生	朝の会	□　遅刻，欠席が増える。 □　出席確認の際，声が小さい。
	授業の開始時	□　涙を流した気配が感じられる。 □　一人だけ遅れて教室に入る。
	授業中	□　筆圧が弱くなる。 □　頭痛，腹痛などを訴え，保健室に行くことが多い。 □　ふざけた質問をする。（※）

活	休み時間	□　一人でいることが多い。 □　わけもなく階段や廊下等を歩いている。 □　用もないのに職員室等に来る。 □　仲良しでない者とトイレに行く。（※）
	給食時	□　食べ物にいたずらをされる。 □　グループ分けで孤立しがちである。 □　好きな物を級友に譲る。（※）
	清掃時	□　目の前にゴミを捨てられる。 □　人の嫌がる仕事を一人でする。（※）
	放課後	□　顔にすり傷や鼻血の跡がある。 □　用事がないのに残っている日がある。 □　部活動に参加しなくなる。 □　他の子の荷物を持って帰る。（※）
	その他	□　うつむきがちで視線を合わさない。 □　寂しそうな暗い表情をする。 □　独り言を言ったり，急に大声を出したりする。 □　日記，作文，絵画などに気にかかる表現が表れる。 □　教材費，写真代などの提出が遅れる。 □　言葉遣いが荒れた感じになる。（※） □　校則違反，万引などの問題行動が目立つようになる。（※）

生活場面等	観察の視点（特に，変化がみられる点）
家庭生活	□　衣類の汚れや破れが見られたり，よくけがをしたりしている。 □　風呂に入りたがらなくなる。殴られた傷跡などを見られるのを避けるため，裸になるのを嫌がる。 □　食欲がなくなったり，体重が減少したりする。 □　寝付きが悪かったり，夜眠れなかったりする日が続く。 □　部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする。 □　言葉遣いが荒くなり，親や兄弟などに反抗したり，八つ当たりをしたりする。 □　親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする。 □　登校時刻になると，頭痛，腹痛，吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る。 □　転校を口にしたり，学校をやめたいなどと言い出したりする。

	□　家庭から品物やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。 □　親しい友人が家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。友人からの電話で，不自然な外出が増える。 □　不審な電話や，嫌がらせのメール（手紙）が来る。携帯電話を異常に気にする。 □　「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに関心をもつ。 □　投げやりで，集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。 □　テレビゲームなどに熱中し，現実から逃避しようとする。

児童の行動計画

(1)　友だちの様子が変だったり悩んでいたりしたら，話を聞いてあげ，すぐに先生に相談する。
(2)　いつも友だちと何でも話すことができるような人間関係づくりに努める。（担任の援助）
(3)　クラスのことで気になることがあったら自分のことでなくても，先生に相談する。（担任は，それがチクリにならないことを理解させる。）

保護者の行動計画

(1)　家庭生活において，いじめられている，いじめている子どもの変化についてすぐに気が付くように，学校から配布されるものついては熟読するように促す。
(2)　子どもの変化に気が付いたら，些細なことでもすぐに学校や関係機関に相談するように促す。
(3)　家庭が安らぐ場所であるように，「子どもの話を最後までじっくり聞く。」「子どもと会話をする。」など，子どもの居場所の確保に努める。
(4)　家庭でのルールを守るようにしたり，基本的な生活習慣が守られたりすることができるように努める。

7　いじめ問題への対応について

⑴　いじめの情報（気になる情報）の入手

○　担任だけで判断することなく，解決を焦らない。

【担任が陥り易い傾向】
※　自分の責任と思い込み，自分だけで解決しようとする。
※　指導力が否定されたと感じる。
※　解決を焦る。

⑵　対応チームの編成

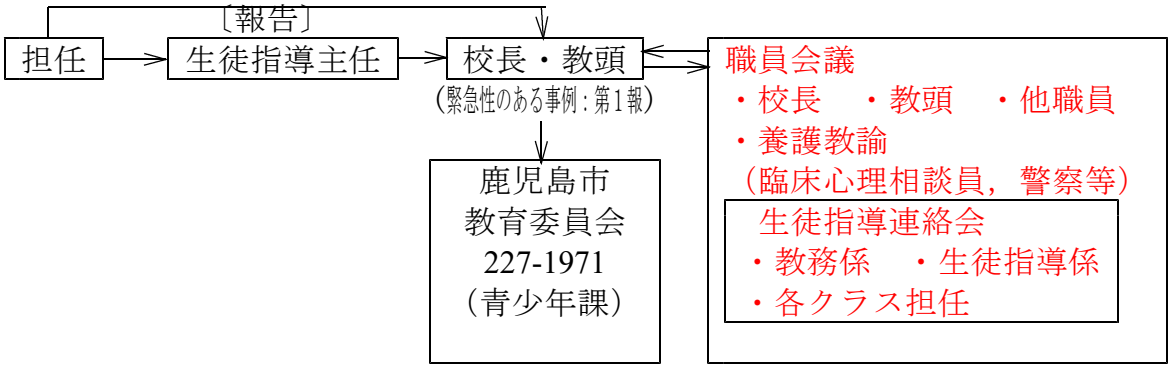

⑶　対応方針の決定・役割分担

ア　情報の整理

○　いじめの態様，関係者，被害者，加害者，周囲の子どもの特徴

イ　対応方針

○　緊急度の確認「自殺」，「不登校」，「脅迫」，「暴行」等の危険度を確認

○　事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

ウ　役割分担

○　**〔担任，教頭〕**いじめられた子どもからの事情聴取と支援担当・いじめた子どもからの事情聴取と指導担当

→　校長へ報告　→　指示

○　**〔担任，教頭〕**保護者への対応担当

○　**〔教　頭〕**関係機関への対応担当

○　**〔生徒指導主任，担任〕**周囲の児童生徒と全体児童への指導担当

エ　対応方針について教育委員会へ相談（２２７－１９７１：青少年課）

○　**〔教　頭〕**第１報後の状況，対応方針について連絡・相談

⑷　事実を明らかにする・支援・指導

ア　事実を明らかにする**〔担任・教頭〕**

○　いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。

○　聴取は，被害者，周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)，加害者について個別に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉

○　いじめられている子どもや，周囲の子どもからの事情聴取は，人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。（教育相談室）

○　安心して話せるよう，その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○　関係者からの情報に食い違いがないか，複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○　情報提供者についての秘密を厳守し，報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

○　聴取を終えた後は，教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

○　いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くことはしない。

○　注意，叱責，説教だけで終わることをしない。

○　双方の言い分を聞いて，すぐに仲直りを促すような指導をすることをし

ない。
○　ただ単に謝ることだけで終わらせることはしない。
○　当事者同士の話合いによる解決だけを促すような指導を行うことはしない。

⑸　いじめられた子ども・いじめた子ども・周りではやし立てる・見て見ぬふりをする子どもへの対応〔**担任・教頭**〕

いじめられた子どもへの対応	いじめた子どもへの対応
①　「いじめられている子どもを守り通す」という姿勢を明確に示す。 ②　担任，養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ，決して一人で悩まず，できる限り誰かに相談するように指導する。 ③　冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容するとともに，その子のよさを見つけ，認め，共感的に受けとめる姿勢で臨む。 ④　いじめられていることによる心理的影響にも配慮し，専門家等とも連携することを検討する。	①　いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ，「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。 ②　当事者だけでなく，周りの子どもからの情報も収集し，実態を正確に把握する。 ③　集団によるいじめも視野に入れて，集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。 ④　何がいじめであるかなど，いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。 ⑤　いじめた子どもの家庭や地域での状況，人間関係や生活経験等についても把握しておく。 ⑥　場合によっては，警察等の協力や出席停止等の措置をとる。その際は，子どものことを考え，十分に検討する。
その保護者に対して	その保護者に対して
①　話合いの機会を早急にもつ。 ②　誠意ある対応に心がける。 ③　学校が把握していることについて伝えるとともに家庭での様子についても語り合う。 ④　必要に応じて家庭訪問を行うなど，解決するまで継続的に保護者と連携を図る。 ⑤　場合によっては，緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。 ⑥　必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を要請する。	①　事実を正確に伝え，いじめられている子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。 ②　いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。 ③　担任等が仲介役となり，いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。（謝罪の場の設定，誠意をつくした対応　等）

周りではやし立てる子どもへの対応	見て見ぬふりをする子どもへの対応
①　はやし立てる行為は，いじめと同じ行為であることやいじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ，いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。 ②　はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」，「自分だけじゃない」などと主張する子ども）には，それは許されない行為であることを十分に理解させた上で，対応する。	①　自分が所属する集団内（学級や部活動など）で起きているいじめは，全員に関係することであり，見て見ぬふりをする行為は，いじめを認め，加担することにもつながることを理解させる。 ②　「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で，互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。

(6)　関係機関との連携

○　〔教　頭〕その後の状況について教育委員会へ報告［２２７－１９７１：青少年課］
（心のケアが必要な場合は，その都度連絡を行い，臨床心理相談員，スクールカウンセラーの派遣を要請する。）

(7)　調査結果を踏まえた措置について生徒指導連絡会で話し合う。

8　重大事態への対応について

(1)　重大事態とは

重大事態とは，「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態，及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。（いじめ防止対策推進法第２８条第１項）

(2)　重大事態の意味

「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。（いじめ防止対策推進法第２８条第１項第１号）

○　児童生徒が自殺を企図した場合
○　身体に重大な傷害を負った場合
○　金品等に重大な被害を被った場合
○　精神性の疾患を発症した場合　　など

「相当の期間」については，不登校の定義踏まえ，年間３０日を目安とする。ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。（いじめ防止対策推進法第２８条第１項第２号）

※　児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3)　重大事態の報告

学校は，重大事態が発生した場合は，鹿児島市教育委員会を通じて直ちに鹿児島市長へ報告する。

(4)　全校体制による緊急対応及び聞き取り調査の実施

重大事態が発生した場合は緊急に「生徒指導連絡会」を招集し，鹿児島市教育委員会と連携して全校体制で対応する。そこで，指導方針や指導方法を明確にし，具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する。

ア　電話による第１報（学校→教育委員会）

○　事態の状況確認，情報収集，情報整理

〔担任，生徒指導主任〕→〔教頭〕→〔校長〕→〔鹿児島市教育委員会青少年課〕

○　児童の状況確認と支援，指導

〔担任，生徒指導主任〕→〔教頭〕→〔校長〕→〔鹿児島市教育委員会青少年課〕

※　ケースに応じて，現場・病院等へ急行

イ　教師，児童からの聞き取り調査

重大事案に至る要因となった事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急がず，客観的な事実関係を調査する。

○　アンケート，聞き取り調査項目

・いつ（いつ頃から）　・どこで　・誰から　・何を，どのように（態様）

・なぜ（児童の人間関係にどのような問題があったか，学校の対応に関する課題など）

(ｱ)　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

聴き取り調査を中心に実施するなど，調査については十分な配慮を行い，インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

・　いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査とする。

・　いじめられた児童生徒に対しては，事情や心情を聴取し，状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

・　情報を提供してくれた児童の安全を確保し,被害が及ばないようにする。

・　県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を依頼する。

(ｲ)　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合，当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取り，当該保護者と今後の調査について協議し，調査にあたる。

ウ　アンケート結果の報告

調査内容を教育委員会に報告する。（教育委員会，調査委員会でアンケート結果の分析，再調査・聞き取り調査の検討）

エ　調査に当たっての説明等

(ｱ)　いじめられた児童及びその保護者に対して

・　調査方法や調査内容について，十分説明し，合意を得る。

・　調査経過についても，適時・適切な方法で報告する。

(ｲ)　調査対象の児童生徒及びその保護者に対して

・　調査によって得られた結果については，分析・整理した上で，いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し，承諾を得ておく。

オ　心のケアについて

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと，調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることを考慮し，調査の実施と並行して市教育

委員会に臨床心理相談員，スクールカウンセラーの派遣を要請する。

○　児童の心のケア

〔担任〕→〔教頭〕→〔校長〕→〔鹿児島市教育委員会青少年課〕

※臨床心理相談員，スクールカウンセラーの要請

○　保護者の心のケア

〔担任・教頭〕→〔校長〕→〔鹿児島市教育委員会青少年課〕

※臨床心理相談員，スクールカウンセラーの要請

○　教職員の心のケア

〔教頭・教務〕→〔校長〕→〔鹿児島市教育委員会青少年課〕

※臨床心理相談員，スクールカウンセラーの要請

カ　外部組織との連携

状況に応じて協力等を依頼する。

○　ＰＴＡとの連携

〔教頭・教務〕→〔校長〕→〔鹿児島市教育委員会青少年課〕

○　警察との連携

〔教頭〕→〔校長〕→〔鹿児島市教育委員会青少年課〕

(5)　報道取材等の対応

プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，学校(校長，教頭）と市教育委員会（青少年課）が十分連携して対応する。

9　計画的な行動計画

(1)　いじめ対策年間計画

	年間計画	留意点
4月	□　学校間，学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ □　いじめ対策に係る共通理解【職員会議】 □　学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり【学級活動】 □　保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【PTA・家庭訪問】 □　ネット上のいじめについて保護者への啓発【PTA 総会】 □　いじめについて考える週間 ※子どもへの教育相談の実施（毎月）	・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・「いじめは絶対にゆるさない」といった教師の姿勢を示す。 ・全学級で道徳または，学級活動の授業を行う。(いじめに関する内容)
5月	□　いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）（いじめ防止標語作品コンクールに応募） □　運動会を通した人間関係づくり □　校内研修「いじめ対策必携の確認，いじめの早期発見と指導の在り方」 □　学校運営協議会の実施 □　学校楽しぃーとの実施	・全職員で，いじめ対策について共通理解する。 ・いじめ対策について評議員に説明する。

6月	□　教育相談月間 □　学級の諸問題についての話し合い活動 【学級活動】 □　心の健康についてのアンケート （心にこにこアンケートの活用）	
7月	□　学校評価の実施 □　いじめアンケートの実施 □　保護者との個人面談の実施（夏休み中に実施）	・いじめ防止対策について点検する。
8月	□　いじめ問題，教育相談にかかわる研修講座への参加，実施 □　学校運営協議会の実施	・内容について共有する機会を設定する。
9月	□　夏休み明けの教育相談の実施 □　いじめについて考える週間の設定 □　修学旅行（または宿泊学習）を通した人間関係づくり □　個人面談の実施 □　心の健康についてのアンケート （心にこにこアンケートの活用） □　「心の教育の日」の設定	・いじめ対策，状況について説明する。 ・授業参観は，全学級で道徳の授業を行う。
10月	□　教育相談の設定 □　米作りを通した人間関係づくり	
11月	□　教育相談月間 □　学級の諸問題についての話し合い活動 【学級活動】 □　学校楽しぃーとの実施	・いじめ対策について点検する。
12月	□　人権週間の設定（人権教室の開催） □　いじめアンケートの実施 □　学校評価の実施 □　学校運営協議会の実施	・いじめ対策について点検する。
1月	□　冬休み明けの教育相談の実施 □　いじめについて考える週間の設定 □　学校楽しぃーとの実施	・いじめ対策，状況について説明する。
2月	□　心の健康についてのアンケート （心にこにこアンケートの活用） □　教育相談月間 □　学級の諸問題についての話し合い活動 【学級活動】	・内容については，全職員で共有する。

3月	□　学校評価の実施 □　小中連絡会 □　いじめアンケートの実施 □　学校運営協議会の実施	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ。

10　保護者・地域との連携

学校全体の行動計画

(1)　保護者や地域の方に学校に来て頂き，学校の様子や授業の様子（道徳や特別活動等）の時間を公開する。
(2)　保護者や地域の方からゲストティーチャーをさがす。
(3)　いじめへの取組について保護者に協力を呼びかけて，その内容に関しての意見をもらう。
(4)　日頃から地域の方と連携をとり，情報を入手しやすい環境を作る。
(5)　PTA 総会等で，いじめ防止対策推進法を周知し，何かあったら遠慮なく学校へ相談できる体制を作る。
(6)　校区公民館運営審議会でいじめ防止対策推進法について周知する。
(7)　民生委員と日頃より情報交換を行う。

教職員の行動計画

(1)　授業参観において，保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
(2)　道徳や学級活動等で，ゲストティーチャーとして保護者や地域の方，人権擁護員を招き，話を聞く。
(3)　いじめ対策への取組について保護者に協力を呼びかけて，その内容に関しての意見をもらう。
(4)　保護者がいじめに気づいた時に，即座に学校へ連絡できるよう，日頃から保護者との信頼関係を築く。
(5)　日頃から，子どもの良いところや気になるところ等，学校の様子について連絡する。

保護者・地域との連携・協力

(1)　元気がない，体調不良，持ち物がなくなる等，いつもとちがう子どもの変化に気づく目を養い，何か気がついたら学校へ連絡をとる。
(2)　地域内で気になる子どもの様子を見かけたら，学校へ連絡をとる。

11　学校関係者の認識の共有と徹底

(1)　学校評議員の会でいじめ防止対策の基本方針について周知する。
　○　学校のいじめ防止対策についての考え方の周知
　○　地域での子どもの様子の情報提供依頼
　○　いじめ防止の取組についての評価

12　ネット上のいじめへの対応

(1)　携帯電話，インターネット利用者についての状況把握
(2)　ネット上のサイトの状況把握
(3)　実際に起こっているネット上のいじめ例についての把握
(4)　PTA等で保護者への啓発運動
(5)　インターネット上の問題点の職員研修の実施

[　誹謗中傷等の削除方法　]

①　問題となっている掲示板等のＵＲＬを記録し，画面を印刷したり，デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
②　掲示板等の管理者に運用方針に沿って削除依頼をする。ただし，管理者によっては，依頼内容を公開したり，個人情報を悪用したりする場合もあるので注意が必要である。
③　管理者が対応しない場合などは，インターネット接続業者に削除依頼をする。
④　内容がエスカレートしたり，削除依頼をしても削除されなかったりする場合は，警察への相談も合わせて対応・検討する。

[　児童，保護者への対応　]

①　「ネット上のいじめ」により，命にかかわる深刻な問題が発生していることを教える。
②　携帯電話等を利用する際のルール，マナーを指導する。
③　情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け，計画的な取組を行う。
④　親子で，携帯電話が本当に必要かどうか，家庭内のルールなどについて，きちんと話し合う。
⑤　フィルタリングを設定するなどの，保護者の責務について啓発する。

13　いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは，当事者間の状況によっては司法機関と連携し，犯罪として対応する必要がある場合がある。

・　暴行罪（刑法第２０８条）　・　傷害罪（同第２０４条）
・　脅迫罪（同第２２２条）　・　恐喝罪（同第２４９条）
・　侮辱罪（同第２３１条）　・　名誉毀損罪（同第２３０条）

14　主な相談機関

相談機関	電話番号
鹿児島市市教育委員会（青少年課）	２２７－１９７１
鹿児島西警察署	２８５－０１１０
郡山交番	２９８－３５５０
ニュータウン小児科（学校医）	２１８－０２１１
かごしま教育ホットライン	２９４－２２００
県総合教育センター教育相談課	２９４－２２００
中央児童相談所	２６４－３００３ ２７５－４１５２
こども総合療育センター	２６５－２４００